

愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務局総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目次

条 例

○ヤードにおける盗難自動車の解体の防止に関する条例	第36号	(国際捜査課)	3
○愛知県手数料条例の一部を改正する条例	第37号	(財政課)	8
○愛知県県税条例等の一部を改正する条例	第38号	(税務課)	10
○水道法施行条例の一部を改正する条例	第39号	(生活衛生課)	45
○愛知県事務処理特例条例の一部を改正する条例	第40号	(建築指導課)	46
○愛知県スポーツ施設及び社会教育施設条例の一部を改正する条例	第41号	(生涯学習課)	46

本号で公布された条例のあらまし

◇ヤードにおける盗難自動車の解体の防止に関する条例(条例第36号)

- 1 ヤード(自動車解体の用に供する施設又は場所をいう。以下同じ。)における盗難自動車の解体を防止するため必要な規制を行うことにより、自動車の盗難の防止に資することを目的とすることとした。
- 2 自動車解体業を行おうとする者は、ヤードごとに、自動車解体業を開始しようとする日の前日までに、ヤードの名称及び所在地等を公安委員会に届け出なければならないこととした。
- 3 2の届出をした者は、当該自動車解体業を廃止したとき又は届出事項(ヤードの所在地を除く。)に変更があったときは、その日から10日以内に、公安委員会に届け出なければならないこととした。
- 4 自動車解体業者は、ヤードごとに、公衆の見やすい場所に標識を掲げなければならないこととした。
- 5 自動車解体業者は、ヤードごとに、従業者名簿を備え、業務に従事する者の氏名、住所等を記載し、又は記録しなければならないこととした。
- 6 自動車解体業者は、自動車を引き取ろうとするときは、相手方及び自動車の所有者について、運転免許証、自動車検査証等の提示を受ける方法により確認を行わなければならないこととした。
- 7 自動車解体業者は、自動車を引き取ろうとする場合において、盗難自動車の疑いがあるときは、警察官に申告しなければならないこととした。
- 8 自動車解体業者は、自動車を引き取ったときは、引取りの年月日、自動車の種別等に関する記録を作成し、1年間保存しなければならないこととし、当該記録を毀損し、若しくは亡失し、又はこれが滅失したときは、直ちに警察署長に届け出なければならないこととした。
- 9 警察本部長又は警察署長は、自動車解体業者が引き取った自動車について、盗難自動車である疑いがあるときは、当該自動車解体業者に対し、保管を命ずることができることとした。
- 10 公安委員会は、自動車解体業者又はその代理人、使用人その他の従業者(以下「自動車解体業者等」という。)がこの条例の規定に違反したときは、当該自動車解体業者に対し、必要な指示をすることができることとした。
- 11 公安委員会は、自動車解体業者が10の指示に従わなかったとき、又は自動車解体業者等がこの条例若しくは刑法に規定する一定の罪に当たる違法な行為をしたときは、当該自動車解体業者に対し、6月を超えない範囲内で期間を定めて自動車解体業の全部又は一部の停止を命ずることができることとした。
- 12 自動車解体業者に対して当該自動車解体業の用に供する土地又は建物の貸付け等をしようとする者は、当該貸付け等に係る契約を締結し、又は更新する前に、盗難自動車の解体の用に供しないことを確認するよう努めるとともに、当該契約において、盗難自動車の解体の用に供されていることが判明したときは催告をすることなく契約を解除することができる旨を定めるよう努めなければならないこととした。

- 13 公安委員会は、自動車解体業者に貸付け等がなされた土地又は建物が盗難自動車の解体の用に供されていることが判明したときは、当該貸付け等をした者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができることとし、当該勧告を受けた者が当該勧告に従わなかったときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができることとした。
- 14 公安委員会は、自動車解体業者等に対し、報告又は資料の提出を求めることができることとした。
- 15 警察職員は、自動車解体業を行っていると思われる者のヤード等に立ち入り、自動車、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができることとした。
- 16 2の届出をしないで自動車解体業を行った者、3から5までに違反した者、6の確認をしないで自動車を引き取った者、8に違反した者、9又は11の命令に違反した者、14の報告又は資料の提出をしなかった者、15の立入検査を拒み、又は質問に対して答弁をしなかった者等に対する罰則を設けることとした。
- 17 この条例の施行の日前においても、2又は3の例により公安委員会に届け出ることができることとした。
- 18 この条例は、令和元年12月1日から施行することとした。ただし、17については、同年10月1日から施行することとした。

◇愛知県手数料条例の一部を改正する条例（条例第37号）

- 1 新たに津波からの避難に資する建築物の容積率の特例認定申請手数料を徴収することとし、その額を定めることとした。
- 2 危険物取扱者試験手数料始め21手数料の額を改定することとした。
- 3 この条例は、令和元年10月1日から施行することとした。ただし、1については同年7月30日から、2の一部については公布の日から施行することとした。

◇愛知県県税条例等の一部を改正する条例（条例第38号）

- 1 法人の事業税
所得割等の標準税率が改められることに伴い、令和元年10月1日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について、所得割等の税率を改めることとした。
- 2 自動車税
 - (1) 環境性能割
ガソリン自動車及び石油ガス自動車（プラグインハイブリッド自動車を除く。）のうち、自家用の乗用車に係る税率の適用区分を改めることとした。
 - (2) 種別割
ア 令和元年10月1日以後に初回新規登録を受ける自家用の乗用車及びキャンピング車について、税率を引き下げることとした。
イ 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、初回新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置について、2年間延長することとした。また、環境負荷の小さい自動車に係る税率の特例措置について、令和3年度及び令和4年度に初回新規登録を受けた場合には、一定の排出ガス性能を満たす天然ガス自動車及びクリーンディーゼル乗用車のうち、自家用の乗用車及びキャンピング車に限って軽減することとした。
- 3 その他必要な規定の整備を行うこととした。
- 4 この条例は、令和元年10月1日から施行することとした。ただし、一部については、公布の日、令和2年1月1日、同年4月1日、令和3年4月1日、令和4年1月1日又は令和6年1月1日から施行することとした。

◇水道法施行条例の一部を改正する条例（条例第39号）

- 1 水道法施行令の一部改正に伴い、規定の整理を行うこととした。
- 2 この条例は、令和元年10月1日から施行することとした。

◇愛知県事務処理特例条例の一部を改正する条例（条例第40号）

- 1 租税特別措置法施行令の一部改正に伴い、規定の整理を行うこととした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇愛知県スポーツ施設及び社会教育施設条例の一部を改正する条例（条例第41号）

- 1 あいち朝日遺跡ミュージアム（以下「ミュージアム」という。）を清須市に設置することとした。
- 2 ミュージアムにおける業務は、考古資料の収集、保管、展示及び調査研究を行うこととした。
- 3 ミュージアムの展示室において展示物を観覧しようとする者からは、観覧料を徴収することとし、その額を定めることとした。
- 4 この条例は、規則で定める日から施行することとした。ただし、一部については、公布の日から施行することとした。

条 例

ヤードにおける盗難自動車の解体の防止に関する条例をここに公布する。

令和元年七月五日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第三十六号

ヤードにおける盗難自動車の解体の防止に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、ヤードにおける盗難自動車の解体を防止するため必要な規制を行うことにより、自動車の盗難の防止に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 ヤード 自動車解体の用に供する施設又は場所をいう。
- 二 自動車 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車（次に掲げるものを除く。）をいう。
 - イ 被けん引車（道路運送車両法第二条第二項に規定する自動車のうち、けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であるものをいう。ロにおいて同じ。）
 - ロ 道路運送車両法第三条に規定する小型自動車及び軽自動車（被けん引車を除く。）であつて、二輪のもの（側車付きのものを含む。）
 - ハ イ及びロに掲げるもののほか、公安委員会規則で定める自動車
- 三 盗難自動車 自動車のうち、盗品その他財産に対する罪に当たる行為によつて領得された物であるものをいう。
- 四 自動車解体 自動車の車体を切断し、又は自動車の車体から原動機その他の公安委員会規則で定める装置を分離する行為をいう。
- 五 自動車解体業 ヤードにおいて自動車解体を行う事業（道路運送車両法第七十八条第一項の規定による認証を受けた自動車分解整備事業を除く。）をいう。
- 六 自動車解体業者 自動車解体業を行う者をいう。

(届出)

第三条 自動車解体業を行おうとする者は、ヤードごとに、自動車解体業を開始しようとする日の前日までに、公安委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を公安委員会に届け出なければならない。この場合において、届出には、公安委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

- 一 氏名、住所、生年月日及び電話番号（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）
 - 二 ヤードの名称及び所在地
 - 三 法人にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名、住所、生年月日及び電話番号
- 2 前項の規定による届出をした者は、当該自動車解体業を廃止したとき、又は同項各号に掲げる事項（同項第二号に掲げる事項にあつては、ヤードの名称に限る。）に変更があつたときは、その日から十日以内に、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公安委員会に届け出なければならない。この場合において、届出には、公安委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

（標識の掲示）

第四条 自動車解体業者は、公安委員会規則で定めるところにより、ヤードごとに、公衆の見やすい場所に、氏名又は名称その他の公安委員会規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

（従業者名簿）

第五条 自動車解体業者は、公安委員会規則で定めるところにより、ヤードごとに、従業者名簿（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をもつて作成するものを含む。以下同じ。）を備え、これに当該ヤードにおける業務に従事する者（役員を除く。次項において同じ。）の氏名、住所、生年月日、国籍その他公安委員会規則で定める事項を記載し、又は記録しなければならない。

- 2 自動車解体業者は、ヤードにおける業務に従事する者が日本国籍を有しないときは、当該者について次の各号のいずれかに掲げる事項を確認するとともに、当該者に係る従業者名簿に、当該確認に係る事項を記載し、又は記録しなければならない。

- 一 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条の二第一項に規定する在留資格及び同条第三項に規定する在留期間並びに同法第十九条第二項の許可の有無及び当該許可があるときはその内容

- 二 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者として永住することができる資格

（確認及び申告）

第六条 自動車解体業者は、自動車解体のため、自動車を引き取ろうとするときは、その都度、次の各号に掲げる事項について、当該自動車を引き渡そうとする者（以下この条において「相手方」という。）から、当該各号に定める書類の提示を受ける方法により、確認を行わなければならない。

一 相手方の氏名、住所及び生年月日 相手方の運転免許証その他の公安委員会規則で定める書類

二 当該自動車の所有者 当該自動車に係る自動車検査証（道路運送車両法第六十条第一項に規定する自動車検査証をいう。）その他の公安委員会規則で定める書類

2 自動車解体業者は、前項の確認の結果、相手方と当該自動車の所有者とが異なるときは、相手方が当該自動車を引き渡す権原を有することについて、相手方から、委任状、道路運送車両法第三十三条に規定する譲渡証明書その他の当該権原を証明するに足りる書類の提示を受ける方法により、確認を行わなければならない。

3 自動車解体業者は、自動車解体のため、自動車を引き取ろうとする場合において、当該自動車について盗難自動車の疑いがあると認めるときは、直ちに、その旨を警察官に申告しなければならない。

（引取記録の作成等）

第七条 自動車解体業者は、自動車解体のため、自動車を引き取ったときは、その都度、公安委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項に関する記録を作成しなければならない。

一 引取りの年月日

二 当該自動車の種別及び車台番号並びにその所有者の氏名又は名称

三 当該自動車を引き渡した者の氏名、住所及び生年月日

四 前条第一項（第一号に係る部分に限る。）の確認の方法

五 前条第二項の確認を行った場合にあつては、提示を受けた書類の内容

2 自動車解体業者は、公安委員会規則で定めるところにより、前項の記録を、当該記録を作成した日から一年間保存しなければならない。

3 自動車解体業者は、第一項の記録を毀損し、若しくは亡失し、又はこれが滅失したときは、直ちに、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を当該記録に係る自動車を引き取ったヤードの所在地を管轄する警察署長に届け出なければならない。

（保管命令）

第八条 警察本部長又は警察署長は、自動車解体業者が自動車解体のため引き取った自動車について、盗難自動車であると疑うに足りる相当な理由があるときは、当該自動車解体業者に対し、十日以内の期間を定めて、当該自動車及び当該自動車から分離された物の保管を命ずることができる。

（指示）

第九条 公安委員会は、自動車解体業者又はその代理人、使用人その他の従業者（以下「自動車解体業者等」という。）が、当該自動車解体業に関し、この条例の規定に違反したときは、当該自動車解体業者に対し、盗難自動車の解体を防止するため必要な指示をすることができる。

（自動車解体業の停止命令等）

第十条 公安委員会は、自動車解体業者が前条の指示に従わなかったとき、又は自動車解体業者等が当該自動車解体業に関し次の各号のいずれかの行為をしたときは、当該自動車解体業者に対し、六月を超えない範囲内で期間を定めて、当該自動車解体業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一 第十六条及び第十七条の罪に当たる違法な行為

二 刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百三十五条から第二百四十一条まで、第二百四十三条、第二百四十六条から第二百五十条まで、第二百五十二条から第二百五十四条まで及び第二百五十六条の罪に当たる違法な行為

2 公安委員会は、前項の規定による命令をしたときは、公安委員会規則で定めるところにより、その旨及び当該命令の内容を公表することができる。

（土地等の貸付け等をしようとする者の責務）

第十一条 自動車解体業者（自動車解体業を行おうとする者を含む。以下この条において同じ。）に対して当該自動車解体業の用に供する土地又は建物（以下「土地等」という。）の有償又は無償の貸付け（地上権の設定を含む。以下「貸付け等」という。）をしようとする者は、当該土地等の貸付け等に係る契約を締結し、又は更新する前に、当該自動車解体業者に対し、当該土地等を盗難自動車の解体の用に供しないことを確認するよう努めるとともに、当該契約において、次に掲げる旨を定めるよう努めなければならない。

一 当該自動車解体業者は、当該土地等を盗難自動車の解体の用に供してはならない旨

二 当該土地等が盗難自動車の解体の用に供されていることが判明したときは、当該土地等の貸付け等をした者は、催告をすることなく当該契約を解除することができる旨

（土地等の貸付け等をした者に対する催告等）

第十二条 公安委員会は、自動車解体業者に貸付け等がなされた土地等が盗難自動車の解体の用に供されていることが判明したときは、当該土地等の貸付け等をした者に対し、当該土地等が盗難自動車の解体の用に供されないため必要な措置を講ずべきことを催告することができる。

2 公安委員会は、前項の規定による催告をした場合において、当該催告を受けた者が当該催告に従わなかったときは、公安委員会規則で定めるところにより、その旨及び当該催告の内容を公表することができる。

3 公安委員会は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、第一項の規定による催告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（立入検査等）

第十三条 公安委員会は、この条例の施行に必要な限度において、自動車解体業者等に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

2 警察職員は、この条例の施行に必要な限度において、自動車解体業を行っていると認められる者のヤード、事務所その他の場所に立ち入り、自動車解体のため引き取ったと認められる自

自動車、当該自動車から分離された物、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる。

3 前項の規定により立入検査をする警察職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(適用除外)

第十四条 第三条及び第四条の規定は、解体業者（使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第二条第十三項に規定する解体業者をいう。以下この条において同じ。）については、適用しない。

2 第六条第一項及び第二項の規定は、解体業者が使用済自動車（使用済自動車の再資源化等に関する法律第二条第二項に規定する使用済自動車であつて、同法第八十一条第一項の規定により同法第二条第十一項に規定する引取業者が情報管理センターに報告したものをいう。次項において同じ。）を引き取ろうとするときについては、適用しない。

3 第七条の規定は、解体業者が使用済自動車を引き取つたときについては、適用しない。

(公安委員会規則への委任)

第十五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

(罰則)

第十六条 第十条第一項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第三条第一項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、自動車解体業を行つた者

二 第六条第一項の規定による確認をしないで、自動車を引き取つた者

三 第六条第二項の規定による確認をしないで、自動車を引き取つた者

四 第七条第一項の規定による記録を作成せず、又は虚偽の記録を作成した者

五 第七条第二項の規定による保存をしなかつた者

六 第七条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

七 第八条の規定による命令に違反した者

第十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第五条第一項の規定による従業者名簿を備えず、又は同項の規定による記載若しくは記録

をせず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をした者

三 第五条第二項の規定による記載若しくは記録をせず、又は虚偽の記載若しくは記録をした者

四 第十三条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

五 第十三条第二項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは回避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第十九条 第四条の規定による標識を掲げなかった者は、十万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第二十条 法人の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第十六条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

- 1 この条例は、令和元年十二月一日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、同年十月一日から施行する。
- 2 自動車解体業を行おうとする者は、この条例の施行の日前においても、第三条第一項の規定の例により、公安委員会に届け出ることができる。この場合において、当該届出は、同日以後は、同項の規定による届出とみなす。
- 3 前項の規定による届出をした者は、第三条第一項各号に掲げる事項（同項第二号に掲げる事項にあつては、ヤードの名称に限る。）に変更があつたときは、この条例の施行の日前においても、同条第二項の規定の例により、その旨を公安委員会に届け出ることができる。この場合において、当該届出は、同日以後は、同項の規定による届出とみなす。

愛知県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年七月五日

愛知県知事 大村 秀 章

愛知県条例第三十七号

愛知県手数料条例の一部を改正する条例

愛知県手数料条例（平成十二年愛知県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

別表第三の二危険物取扱者免状交付等事務の項中「六、五〇〇」を「六、六〇〇」に、「四、五〇〇」を「四、六〇〇」に、「三、六〇〇」を「三、七〇〇」に改め、同表丙種火薬類製造保安責任者免状交付等事務の項中「二七、〇〇〇」を「二八、〇〇〇」に改め、同表高压ガス製造保安責任者免状交付等事務の項中「九、〇〇〇」を「九、三〇〇」に、「八、五〇〇」を「八、八〇〇」に、「八、四〇〇」を「八、七〇〇」に、「七、九〇〇」を「八、二〇〇」に、「七、六〇〇」を「七、

九〇〇」に、「七、一〇〇」を「七、四〇〇」に、「六、〇〇〇」を「六、一〇〇」に、「五、五〇〇」を「五、七〇〇」に改め、同表電気工事士免状交付事務の項中「五、九〇〇」を「六、〇〇〇」に、「五、二〇〇」を「五、三〇〇」に、「三、〇〇〇」を「三、一〇〇」に、「三、六〇〇」を「三、七〇〇」に改め、同表液化石油ガス設備士免状交付等事務の項中「二〇、七〇〇」を「二一、四〇〇」に、「二〇、二〇〇」を「二〇、九〇〇」に改める。

別表第五毒物劇物製造業等登録經由事務の項中「二〇、六〇〇」を「二〇、七〇〇」に改める。

別表第六技能検定試験事務の項中「二一、九〇〇」を「二二、一〇〇」に、「二、九〇〇」を「三、一〇〇」に、「二七、九〇〇」を「二八、二〇〇」に、「八、九〇〇」を「九、二〇〇」に改める。

別表第八採石業務管理者認定等事務の項中「八、〇〇〇」を「八、一〇〇」に改め、同表建築確認等事務の項中

用途地域に おける建築等 に おける申請 手数料	一件につき	一八〇、〇〇〇	を
--------------------------------------	-------	---------	---

用途地域に おける建築等 に おける申請 手数料	建築基準法第四十八条第十 六項第一号に該当する場 合に係るもの	一件につき	一二〇、〇〇〇	に
	建築基準法第四十八条第十 六項第二号に該当する場 合に係るもの	一件につき	一四〇、〇〇〇	
	その他のもの	一件につき	一八〇、〇〇〇	

要 除却 の 建 築 に よ り 新 建 マ シ ン の 代 替 に よ り 建 築 マ シ ン の 容 積 率 の 特 許 申 請 手 料	一件につき	一六〇、〇〇〇	を
--	-------	---------	---

要 除却 の 建 築 に よ り 新 建 マ シ ン の 代 替 に よ り 建 築 マ シ ン の 容 積 率 の 特 許 申 請 手 料	一件につき	一六〇、〇〇〇	に改め、
津波からの 避難建築物 の容積率 の特例認定 申請手数料	一件につき	二七、〇〇〇	

同表建築士免許等事務の項中「一九、二〇〇」を「一九、三〇〇」に、「一七、七〇〇」を「一七、

九〇〇」に改める。

別表第十機械警備業務管理者資格者証交付等事務の項中「三八、〇〇〇」を「三九、〇〇〇」に改め、同表特定遊興飲食店営業相続承認事務の項中「八、六〇〇」を「八、七〇〇」に改め、同表特定遊興飲食店営業者たる法人合併等承認事務の項中「一一、〇〇〇」を「一二、〇〇〇」に改め、同表猟銃等取扱講習事務の項中「六、八〇〇」を「六、九〇〇」に改め、同表猟銃操作等技能講習事務の項中「一二、三〇〇」を「一二、七〇〇」に改め、同表年少射撃資格認定講習事務の項中「九、七〇〇」を「九、八〇〇」に改める。

附 則

この条例は、令和元年十月一日から施行する。ただし、別表第八建築確認等事務の項の改正規定中用途地域における建築等許可申請手数料に係る部分は公布の日から、同項の改正規定（用途地域における建築等許可申請手数料に係る部分を除く。）は同年七月三十日から施行する。

愛知県県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年七月五日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第三十八号

愛知県県税条例等の一部を改正する条例

（愛知県県税条例の一部改正）

第一条 愛知県県税条例（昭和二十五年愛知県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第八項中「第四十八条第一項」を「第七百三十九条の五第二項」に、「によつて」を「により」に、「及び市町村民税」を「個人在市町村民税及び森林環境税」に改める。

第四十二条の十七の二第二項中「第六十六条の四第二十二項第一号」を「第六十六条の四第二十七項第一号」に改める。

第四十二条の十七の三第二項中「第六十八条の八十八第二十二項第一号」を「第六十八条の八十八第二十八項第一号」に改める。

第四十二条の二十四第一項第一号ハ中「によつて」を「により」に改め、同号ハの表中「百分の一・九」を「百分の〇・四」に、「百分の二・七」を「百分の〇・七」に、「百分の三・六」を「百分の一」に改め、同項第二号中「によつて」を「により」に改め、同号の表中「百分の五」を「百分の三・五」に、「百分の六・六」を「百分の四・九」に改め、同項第三号中「によつて」を「により」に改め、同号の表中「百分の五」を「百分の三・五」に、「百分の七・三」を「百分の五・三」に、「百分の九・六」を「百分の七」に改め、同条第二項中「百分の一・三」を「百分の一」に改め、同条第三項第一号ハ中「百分の三・六」を「百分の一」に改め、同項第二号中「百分の六・六」を「百分の四・九」に改め、同項第三号中「百分の九・六」を「百分の七」に改める。

第四十二条の三十の二第二項中「第六十六条の四第二十一項第一号」を「第六十六条の四第二十七項第一号」に改める。

第四十二条の三十の三第一項中「第六十八条の八十八第二十二項第一号」を「第六十八条の八十八第二十八項第一号」に改める。

第四十二条の三十七第二項中「第四十条の三の三第十六項第一号」を「第四十条の三の三第二十二項第一号」に改める。

第六十一条の七第一項第一号中「次号」を「以下この項」に改め、同号イ中「乗用車」を「営業用の乗用車」に改め、同号イ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項において「排出ガス保安基準」という。）で法施行規則で定めるもの（以下この号及び次項第一号において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (ii) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則で定めるもの（以下この号及び次項第一号において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

第六十一条の七第一項第一号イ(2)を削り、同号イ(3)中「平成三十二年度以降」を「令和二年度以降」に、「第四項」を「以下この条」に、「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号イ(3)を同号イ(2)とし、同号二(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。
- (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

第六十一条の七第一項第一号二(2)を削り、同号二(3)を同号二(2)とし、同号二を同号ホとし、同号ハ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

- (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

第六十一条の七第二項第一号ハ(2)を削り、同号ハ(3)を同号ハ(2)とし、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「。以下この条」を「。以下この項及び次項」に改め、同号ロ(1)を次のように改める。

- (1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

第六十一条の七第二項第一号ロ(2)を削り、同号ロ(3)を同号ロ(2)とし、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則で定めるもの

- (1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
 - (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

第六十一条の七第二項第二号中「。次項第二号」を「。次項第三号」に改め、同号イ(1)を次のように改める。

- (1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則で定めるもの(次項第三号イ(1)(i)において「平成三十年軽油軽中量車基準」という。)に適合すること。
- (ii) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則で定めるもの(以下この号及び次項第三号において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

第六十一条の七第二項第二号イ(2)を削り、同号イ(3)を同号イ(2)とし、同号ハ(1)を次のように改める。

- (1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年十月一日(車両総重量が

三・五トンを超え七・五トン以下のものにあつては、平成三十年十月一日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則で定めるもの(次項第三号ハ(1)(i)において「平成二十八年軽油重量車基準」という。)に適合すること。

- (ii) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日(車両総重量が十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則で定めるもの(以下この号及び次項第三号において「平成二十一年軽油重量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

第六十一条の七第一項第二号ニを削り、同号ホを同号ニとし、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

一 次に掲げる石油ガス自動車(液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。次項第二号において同じ。)

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則で定めるもの(以下この号及び次項第二号において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (ii) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則で定めるもの(以下この号及び次項第二号において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (ii) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得

た数値以上であること。

第六十一条の七第二項第一号イ中「乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラック」を「営業用の乗用車」に改め、同号イ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

第六十一条の七第二項第一号イ(2)を削り、同号イ(3)を同号イ(2)とし、同号ハ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分之三を超えないこと。
- (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

第六十一条の七第二項第一号ハ(2)を削り、同号ハ(3)を同号ハ(2)とし、同号ハを同号ホとし、同号ロ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

第六十一条の七第二項第一号ロ(2)を削り、同号ロ(3)を同号ロ(2)とし、同号ロを同号ニとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ハ 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
 - (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (2) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

第六十一条の七第二項第二号イ(1)を次のように改める。

- (1) 次のいずれかに該当すること。
 - (i) 平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。
 - (ii) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

第六十一条の七第二項第二号イ(2)を削り、同号イ(3)を同号イ(2)とし、同号ハ(1)を次のように改める。

- (1) 次のいずれかに該当すること。
 - (i) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。
 - (ii) 平成二十一年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

第六十一条の七第二項第二号ニを削り、同号ホを同号ニとし、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 次に掲げる石油ガス自動車

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則で定めるもの

- (1) 次のいずれかに該当すること。
 - (i) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
 - (ii) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (2) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則で定めるもの

- (1) 次のいずれかに該当すること。
 - (i) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第六十一条の七第四項中「及びロ」を「からハまで」に、「第一号イ」を「第一号イからハまで」に、「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同項の表第二項第一号イ(3)の項中「第二項第一号イ(3)」を「第二項第二号イ(2)」に、「平成三十二年度以降」を「令和二年度以降」に、「第四項」を「以下この条」に、「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に、「次項第一号イ(3)」を「次項第一号」に改め、同項の次に次の一項を加える。

第二項第一号ロ(2)	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百六十五
------------	------------------------	----------------------------

第六十一条の七第四項の表第二項第一号ロ(3)の項中「第二項第一号ロ(3)」を「第二項第二号ハ(2)」に改め、同表第二項第二号イ(3)の項中「第二項第一号イ(3)」を「第二項第一号イ(2)」に改め、同表に次の二項を加える。

第二項第二号ロ(2)	令和二年度基準エネルギー消費効率	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値
第二項第二号ハ(2)	平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十八

第六十二条第二項第一号ロ(1)中「二万九千五百円」を「二万五千元」に改め、同号ロ(2)中「三万四千五百円」を「三万五百円」に改め、同号ロ(3)中「三万九千五百円」を「三万六千元」に改め、同号ロ(4)中「四万五千元」を「四万三千五百円」に改め、同号ロ(5)中「五万千元」を「五万円」に改め、同号ロ(6)中「五万八千元」を「五万七千元」に改め、同号ロ(7)中「六万六千五百円」を「六万五千五百円」に改め、同号ロ(8)中「七万六千五百円」を「七万五千五百円」に改め、同号ロ(9)中「八万八千元」を「八万七千元」に改め、同号ロ(10)中「十一万千元」を「十一万円」に改め、同号ハ(2)中「二万九千五百円」を「二万五千元」に改め、同項第五号ロ(1)(i)中「二万三千六百円」を「二万円」に改め、同号ロ(1)(ii)中「二万七千六百円」を「二万四千四百円」に改め、同号ロ(1)(iii)中「三万千六百円」を「二万八千八百円」に改め、同号ロ(1)(iv)中「三万六千元」を「三万四千八百円」に改め、同号ロ(1)(v)中「四万八百元」を「四万円」に改め、同号ロ(1)(vi)中「四万六千四百円」を「四万五千六百円」に改め、同号ロ(1)(vii)中「五万三千二百円」を「五万二千四百円」に改め、同号ロ(1)(viii)中「六万千二百円」を「六万四五百円」に改め、同号ロ(1)(ix)中「七万四五百円」を「六万九千六百円」に改め、同号ロ(1)(x)中「八万八千八百円」を「八万八千元」に改める。

附則第六条中「百分の六・六」を「百分の四・九」に、「百分の七・九」を「百分の五・七」

に改める。

附則第六条の二中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

附則第七条第二項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第二項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改め、同条第三項から第五項までの規定中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第六項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改め、同条第七項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第八項及び第九項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改め、同条第十項から第十三項までの規定中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第十四項から第十六項までの規定中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

附則第八条第一項、第十条第一項、第三項、第四項及び第六項、第十条の二第一項及び第三項並びに第十二条の四第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則第十二条の七に次の一項を加える。

- 2 自家用の乗用車に対する第六十一条の七第二項(同条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)及び第三項の規定の適用については、当該自家用の乗用車の取得が令和元年十月一日から令和二年九月三十日までの間に行われたときに限り、同条第二項中「百分の二」とあるのは「百分の一」と、同条第三項中「百分の三」とあるのは「百分の二」とする。

附則第十二条の七を附則第十二条の九とし、同条の次に次の一条を加える。

(自動車税の環境性能割の課税標準の特例)

第十二条の十 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車又は同法第三条第一号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車(以下この項及び次項において「路線バス等」という。)のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの(法施行規則で定めるものに限る。)で最初の第六十一条の二第三項に規定する新規登録(以下「初回新規登録」という。)を受けるものに対する第六十一条の六の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「(という。)」とあるのは、「(という。)から千万円を控除して得た額」とする。

- 1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第三条第一項に規定する基本方針(次項第一号及び第三項第一号において「基本方針」という。)に令和二年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するもので

あること。

1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第八条第一項に規定する公共交通移動等円滑化基準(次項第二号及び第三項第二号において「公共交通移動等円滑化基準」という。)で法施行規則で定めるものに適合するものであること。

2 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの(法施行規則で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第六十一条の六の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。)から六百五十万円(乗車定員三十人未満の附則第十二条の十第二項に規定する路線バス等にあつては、二百万円)を控除して得た額」とする。

1 基本方針に令和二年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

1 公共交通移動等円滑化基準で法施行規則で定めるものに適合するものであること。

3 道路運送法第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつてその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第一号に規定する高齢者、障害者等(第三号において「高齢者、障害者等」という。)の移動上の利便性を特に向上させるもの(法施行規則で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第六十一条の六の規定の適用については、当該乗用車の取得が令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。)から百万円を控除して得た額」とする。

1 基本方針に令和二年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

1 公共交通移動等円滑化基準で法施行規則で定めるものに適合するものであること。

2 高齢者、障害者等を含む全ての利用者の移動上の利便性を向上させる機能を有する構造及び設備が特に優れたものとして国土交通大臣が認めたものであること。

4 次に掲げる自動車のうち、横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項から第六項までにおいて「車両安定性制御装置」という。)、衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項から第六項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置」という。)又は車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置(以下この条において「車線逸脱警報装置」という。)のいずれか二以上を備えるもの(法施行規則で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第六十一条の六の規定の適用については、当該自動車の取得が令和元年十月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。)から五百二十五万円を控除して得た額」とする。

- 一 車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この項から第七項までにおいて同じ。）が五トン以下の乗用車（法施行規則で定めるものに限る。）又はバス（法施行規則で定めるものに限る。）（以下この項から第七項までにおいて「バス等」という。）であつて、同法第四十一条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で法施行規則で定めるもの（以下この項から第六項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で法施行規則で定めるもの（以下この条において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもの
- 二 車両総重量が五トンを超え十二トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上若しくは公害防止その他の環境保全上の技術基準で法施行規則で定めるもの（以下この項から第六項までにおいて「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）、同条の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか二以上に適合するもの
- 三 車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラック（法施行規則で定めるけん引自動車及び被けん引自動車を除く。次項から第七項までにおいて同じ。）であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか二以上に適合するもの
- 5 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもの（法施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第六十一条の六の規定の適用については、第一号から第三号までに掲げる自動車にあつては当該自動車の取得が令和元年十一月一日から令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、第四号に掲げる自動車にあつては当該自動車の取得が令和元年十月一日から令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「（という。）」とあるのは、「（という。）から三百五十万円を控除して得た額」とする。
- 一 車両総重量が五トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御

装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

一 車両総重量が五トンを超え十二トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

二 車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

四 車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

6 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの（法施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第六十一条の六の規定の適用については、当該自動車の取得が令和元年十月三十一日までに行われたときに限り、同条中「（という。）」とあるのは、「（という。）から三百五十万円を控除して得た額」とする。

一 車両総重量が五トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するもの

二 車両総重量が五トンを超え十二トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

三 車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十

一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

7 バス等又は車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラック若しくは車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準に適合するもののうち、車線逸脱警報装置を備えるもの（法施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第六十一条の六の規定の適用については、当該自動車の取得が令和二年十月三十一日（バス等及び車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックにあつては、令和元年十月三十一日）までに行われたときに限り、同条中「と（いう。）」とあるのは、「と（いう。）から百七十五万円を控除して得た額」とする。

8 前各項の規定は、第六十一条の十一第一項又は第六十一条の十二の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前各項の規定の適用を受けようとする旨その他の法施行規則で定める事項の記載がある場合に限り、適用する。

附則第十二条の六の次に次の二条を加える。

（法附則第十二条の二の十第一項に規定する条例で定める路線）

第十二条の七 法附則第十二条の二の十第一項に規定する条例で定める路線は、県が地域住民の生活上必要と認めて交付するバス路線維持に係る補助を受けて運行する路線とする。

（自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第十二条の八 知事は、当分の間、納付すべき自動車税の環境性能割の額について不足額があることを第六十一条の十一第一項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等（申請に基づき国土交通大臣が行つた自動車についての認定又は評価であつて、当該認定又は評価の事実に基づき自動車が法第四百四十九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は第五百五十七条第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する窒素酸化物の排出量若しくは粒子状物質の排出量又はエネルギー消費効率についての基準につき法第四百四十九条第一項又は第五百五十七条第一項若しくは第二項の規定の適用を受ける自動車に該当するかどうかの判断をすることが適当であるものとして法施行規則で定めるものをいう。以下この項において同じ。）の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額

に係る自動車について第六十一条の十二第二項に規定する申告書を提出すべき当該自動車の取得者とみなして、第六十一条の十八第二項の規定その他の自動車税の環境性能割に関する規定（第六十一条の二十一及び第六十一条の二十二の規定を除く。）を適用する。

2 前項の規定の適用がある場合における第六十一条の十八第二項の規定による決定により納付すべき自動車税の環境性能割の額は、前項の不足額に、これに百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第十三条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(自動車税の種別割の税率の特例)」を付し、同条第二項中「。附則第三十条」を「。次条及び附則第三十条」に改め、「天然ガス自動車をいう」の下に「。第三項第一号及び次条第四項において同じ」を、「定めるものをいう」の下に「。同項において同じ」を加え、「同項第三号」を「法第百四十九条第一項第三号」に「」並びに」を「次条第四項において同じ。」並びに「家用の乗用車（三輪の小型自動車であるものを除く。以下この条及び次条第一項において同じ。）」に改め、「一般乗合用バス」の下に「。キャンピング車（同項第五号に規定するキャンピング車をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）」を加え、「同条第二項」を「第六十二条第二項」に改め、同項第一号中「ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成十八年三月三十一日」を「法第百四十九条第一項第四号に規定するガソリン自動車（第三項第二号及び第四項第一号において「ガソリン自動車」という。）又は同条第一項第五号に規定する石油ガス自動車（第三項第三号及び第四項第二号において「石油ガス自動車」という。）で平成二十年三月三十一日」に改め、「最初の第六十一条の二第三項に規定する新規登録（以下この項及び附則第三十条において「」及び「」という。）」を削り、同項第二号中「第百四十九条第一項第五号」を「第百四十九条第一項第六号」に改め、「軽油自動車」の下に「(第三項第四号において「軽油自動車」という。）」を加え、「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同項の表第一項第一号口の項を削り、同表第一項第五号口の項を次のように改める。

第一項第五号口(2)	一万八千四百円	二万千五百円
------------	---------	--------

附則第十三条に次の三項を加える。

3 次に掲げる自動車に対する第六十二条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車（家用の乗用車及びキャンピング車を除く。）が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（第六十四条第二項又は第三項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成三十一年四月一日（家用の乗用車及びキャンピング車にあつては、令和元年十月一日）から令和二年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和三年度分の自動

車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第六十一条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

- 一 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた第六十一条の七第一項第一号イ(1)(i)に規定する排出ガス保安基準で法施行規則で定めるものに適合するもの又は法第四百九十九条第二項第二号ロに規定する平成二十一年天然ガス車基準（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので法施行規則で定めるもの
- 一 ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が第六十一条の七第一項第一号イ(1)(i)に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準（次項第一号において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第一項第一号イ(1)(ii)に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準（次項第一号において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が同条第一項第一号イ(2)に規定する令和二年度基準エネルギー消費効率（次号及び次項において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百三十を乗じて得た数値以上のもので法施行規則で定めるもの
- 二 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が第六十一条の七第一項第二号イ(1)(i)に規定する平成三十年石油ガス軽中量車基準（次項第二号において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第一項第二号イ(1)(ii)に規定する平成十七年石油ガス軽中量車基準（次項第二号において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上のもので法施行規則で定めるもの
- 四 軽油自動車のうち、第六十一条の七第一項第三号イ(1)(i)に規定する平成三十年軽油軽中量車基準又は同号イ(1)(ii)に規定する平成二十一年軽油軽中量車基準に適合する乗用車

第一項第一号イ	七千五百円	一千円
	八千五百円	一千五百円
	九千五百円	二千五百円
	一万三千八百円	三千五百円
	一万五千七百元	四千元

	一万七千九百円	四千五百円
	一万五五百円	五千五百円
	一万三千六百円	六千円
	一万七千二百円	七千円
	四万七百円	一万五五百円
第一項第一号ロ	二万五千円	六千五百円
	三万五五百円	八千円
	三万六千円	九千円
	四万三千五百円	一万千円
	五万円	一万二千五百円
	五万七千円	一万四千五百円
	六万五千五百円	一万六千五百円
	七万五千五百円	一万九千円
	八万七千円	二万二千円
	十一万円	二万七千五百円
第一項第二号イ	六千五百円	二千円
	九千円	二千五百円
	一万二千円	三千円
	一万五千円	四千円
	一万八千五百円	五千円
	二万二千円	五千五百円
	二万五千五百円	六千五百円

	二万九千五百円	七千五百円
	四千七百円	千二百円
第一項第三号ロ	八千円	二千円
	一万五千五百円	三千円
	一万六千円	四千円
	一万五五百円	五千五百円
	二万五千五百円	六千五百円
	三万円	七千五百円
	三万五千円	九千円
	四万五千円	一万五千円
	六千三百円	千六百元
	第一項第三号ハ(1)	七千五百円
一万五千五百円		四千円
第一項第三号ハ(2)	一万二三百円	三千円
	一万六百元	五千五百円
第一項第三号イ(1)	一万二千元	三千円
	一万四千五百円	四千円
	一万七千五百円	四千五百円
	二万円	五千円
	二万二千五百円	六千円
	二万五千五百円	六千五百円
	二万九千元	七千五百円
第一項第三号イ(2)	二万六千五百円	七千円

	三万二千円	八千円
	三万八千円	九千五百円
	四万四千円	一万円
	五万五千円	一万三千円
	五万七千円	一万四千五百円
	六万四千円	一万六千円
第一項第三号ロ	三万三千円	八千五百円
	四万円	一万五百円
	四万九千円	一万二千五百円
	五万七千円	一万四千五百円
	六万五千五百円	一万六千五百円
	七万四千円	一万八千五百円
	八万三千円	二万円
第一項第四号	四千五百円	千五百円
	六千円	千五百円
第一項第五号イ	一万円	三千円
	一万三千五百円	三千五百円
第一項第五号ロ	二万円	五千円
	二万四千四百円	六千五百円
	二万八千八百円	七千五百円
	三万四千八百円	九千円
	四万円	一万円
	四万五千六百円	一万千五百円

	五万二千四百円	一万三千五百円
	六万四五百円	一万五千五百円
	六万九千六百円	一万七千五百円
	八万八千円	二万二千元
	一万八千四百円	五千元
第二項第一号	三千七百元	千元
	四千七百元	千二百円
	六千三百円	千六百元
第二項第二号	五千二百円	千三百円
	六千三百円	千六百元
	八千円	二千元

4 次に掲げる自動車に対する第六十二条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車（自家用の乗用車及びキャンピング車を除く。）が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（第六十四条第二項又は第三項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成三十一年四月一日（自家用の乗用車及びキャンピング車にあつては、令和元年十月一日）から令和二年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和三年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第六十二条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上のもので法施行規則で定めるもの

二 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガ

ス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上のもので法施行規則で定めるもの

第一項第一号イ	七千五百円	四千元
	八千五百円	四千五百円
	九千五百円	五千元
	一万三千八百円	七千元
	一万五千七百元	八千元
	一万七千九百元	九千元
	二万五百元	一万五千元
	二万三千六百元	一万二千元
	二万七千二百円	一万四千元
	四万七百元	二万五千元
第一項第一号ロ	二万五千元	一万二千五百円
	三万五百元	一万五千五百円
	三万六千元	一万八千元
	四万三千五百円	二万二千元
	五万円	二万五千元
	五万七千元	二万八千五百円
	六万五千五百円	三万三千元
	七万五千五百円	三万八千元
	八万七千元	四万三千五百円
	十二万円	五万五千元

第一項第三号イ	六千五百円	三千五百円
	九千円	四千五百円
	一万二千円	六千円
	一万五千円	七千五百円
	一万八千五百円	九千五百円
	二万二千円	一万円
	二万五千五百円	一万三千円
	二万九千五百円	一万五千円
	四千七百円	一千四百円
第一項第三号ロ	八千円	四千円
	一万千五百円	六千円
	一万六千円	八千円
	二万五百円	一万五百円
	二万五千五百円	一万三千円
	三万円	一万五千円
	三万五千円	一万七千五百円
	四万五百円	二万五百円
	六千三百円	三千二百円
第一項第三号ハ(1)	七千五百円	四千円
	一万五千五百円	八千円
第一項第三号ハ(2)	一万二三百円	五千五百円
	二万六五百円	一万五百円
第一項第三号イ(1)	一万二千円	六千円

	一万四千五百円	七千五百円
	一万七千五百円	九千円
	二万円	一万円
	二万二千五百円	一万千五百円
	二万五千五百円	一万三千円
	二万九千円	一万四千五百円
第一項第三号イ②	二万六千五百円	一万三千五百円
	三万二千元	一万六千元
	三万八千元	一万九千元
	四万四千元	二万二千元
	五万五千元	二万五千五百円
	五万七千元	二万八千五百円
	六万四千元	三万二千元
第一項第三号ロ	三万三千元	一万六千五百円
	四万円	一万五千元
	四万九千元	二万四千五百円
	五万七千元	二万八千五百円
	六万五千五百円	三万三千元
	七万四千元	三万七千元
	八万三千元	四万五千五百円
第一項第四号	四千五百円	一千五百円
	六千元	三千元
第一項第五号イ	一万円	五千五百円

	一万三千五百円	七千円
第二項第五号ロ	二万円	一万円
	二万四千四百円	一万二千五百円
	二万八千八百円	一万四千五百円
	三万四千八百円	一万七千五百円
	四万円	二万円
	四万五千六百円	二万三千元
	五万二千四百円	二万六千五百円
	六万四五百円	三万五百円
	六万九千六百円	三万五千元
	八万八千元	四万四千元
	一万八千四百円	九千五百円
第二項第一号	三千七百元	千八百円
	四千七百元	二千三百円
	六千三百円	三千二百円
第二項第二号	五千二百円	二千六百元
	六千三百円	三千二百円
	八千円	四千円

5 前二項の規定の適用がある場合における第六十二条第三項及び第六十二条の二の規定の適用については、第二項の規定を準用する。

附則第十四条から第十六条までを次のように改める。

第十四条 地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下この項において「特定日」という。）の前日までに初回新規登録を受けた次の各号に掲げる自動車であつて地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十

八年法律第十三号) 第二条の規定による改正前の法(以下この項において「平成二十八年改正前の法」という。)第四百四十五条第一項若しくは第三項の規定により平成二十八年改正前の法に規定する自動車税を課されたもの(同日までに初回新規登録を受けた次の各号に掲げる自動車であつて、平成二十八年改正前の法第四百四十六条その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により平成二十八年改正前の法に規定する自動車税を課されなかつたものを含む。)又は同日までに法の施行地外において法第四百四十六条第二項に規定する運行に相当するものとして法施行規則で定めるものの用に供されたことがある次の各号に掲げる自動車であつて特定日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税の種別割の税率は、第六十二条第一項の規定にかかわらず、一台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 自家用の乗用車

イ 電気自動車以外のもの

(1) 総排気量が一リットル以下のもの	年額	二万九千五百円
(2) 総排気量が一リットルを超え一・五リットル以下のもの	年額	三万四千五百円
(3) 総排気量が一・五リットルを超え二リットル以下のもの	年額	三万九千五百円
(4) 総排気量が二リットルを超え二・五リットル以下のもの	年額	四万五千元
(5) 総排気量が二・五リットルを超え三リットル以下のもの	年額	五万千元
(6) 総排気量が三リットルを超え三・五リットル以下のもの	年額	五万八千元
(7) 総排気量が三・五リットルを超え四リットル以下のもの	年額	六万六千五百円
(8) 総排気量が四リットルを超え四・五リットル以下のもの	年額	七万六千五百円
(9) 総排気量が四・五リットルを超え六リットル以下のもの	年額	八万八千元
(10) 総排気量が六リットルを超えるもの	年額	十一万千元

ロ 電気自動車	年額	二万九千五百円
---------	----	---------

二 キャンピング車

イ 総排気量が一リットル以下のもの	年額	二万三千六百円
ロ 総排気量が一リットルを超え一・五リットル以下のもの	年額	二万七千六百円
ハ 総排気量が一・五リットルを超え二リットル以下のもの	年額	三万六千六百円
ニ 総排気量が二リットルを超え二・五リットル以下のもの	年額	三万六千元
ホ 総排気量が二・五リットルを超え三リットル以下のもの	年額	四万八千八百円
ヘ 総排気量が三リットルを超え三・五リットル以下のもの	年額	四万六千四百円
ト 総排気量が三・五リットルを超え四リットル以下のもの	年額	五万三千二百円
チ 総排気量が四リットルを超え四・五リットル以下のもの	年額	六万二千二百円
リ 総排気量が四・五リットルを超え六リットル以下のもの	年額	七万四五百円
ヌ 総排気量が六リットルを超えるもの	年額	八万八千八百円

- 2 第六十二条第三項の規定は、前項の規定の適用を受ける同項各号に掲げる自動車のうち、ロータリー・エンジンを原動機とするものについて準用する。この場合において、同条第三項中「第一項第一号若しくは第五号又は前項」とあるのは「附則第十四条第一項各号」と、「これら」とあるのは「同項（同条第四項から第六項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と読み替えるものとする。
- 3 第六十二条の二の規定は、第一項の規定の適用を受ける同項各号に掲げる自動車のうち、同条に規定する要件を備えるものについて準用する。この場合において、同条中「前条第一項」とあるのは「附則第十四条第一項（同条第四項から第六項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この条において同じ。）」と、「同項各号に規定する税率（同条第一項の規定により同項各号に掲げる額を同条第一項の額に加算する場合には、当該加算した額）」とあるのは「附則第十四条第一項各号に規定する税率」と読み替えるものとする。
- 4 第一項の規定の適用を受ける同項各号に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。）のうち、前条第一項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二号イ	一万九千五百円	三万三千九百円
	三万四千五百円	三万九千六百元
	三万九千五百円	四万五千四百円
	四万五千元	五万七千七百元
	五万八千元	五万八千六百元
	五万八千円	六万六千七百元
	六万六千五百円	七万六千四百元
	七万六千五百円	八万七千九百元
	八万八千円	十万二千二百円
	十一万八千円	十二万七千六百元
第二号	一万三千六百元	一万七千五百円

	二万七千六百円	三万七千七百円
	三万千六百円	三万六千三百円
	三万六千円	四万四千四百円
	四万八千円	四万六千九百円
	四万六千四百円	五万三千三百円
	五万三千二百円	六万千五百円
	六万二千二百円	七万三百円
	七万四千円	八万九百円
	八万八千八百円	十万二千五百円

5 第一項の規定の適用を受ける同項各号に掲げる自動車のうち、前条第三項各号に掲げるものに対する第一項の規定の適用については、当該自動車が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（第六十四条第二項又は第三項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成三十一年四月一日から令和元年九月三十日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号イ	二万九千五百円	七千五百円
	三万四千五百円	九千円
	三万九千五百円	一万円
	四万五千円	一万千五百円
	五万円	一万三千円
	五万八千円	一万四千五百円
	六万六千五百円	一万七千円

	七万六千五百円	一万九千五百円
	八万八千円	二万二千元
	十一万円	二万八千元
第二号	二万三千六百円	六千元
	二万七千六百円	七千元
	三万千六百円	八千元
	三万六千円	九千元
	四万八千円	一万五千元
	四万六千四百円	一万二千元
	五万三千二百円	一万三千五百円
	六万二千二百円	一万五千五百円
	七万四千元	一万八千元
	八万八千八百円	二万二千五百円

6 第一項の規定の適用を受ける回項各号に掲げる自動車のうち、前条第四項各号に掲げるものに対する第一項の規定の適用については、当該自動車が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（第六十四条第二項又は第三項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成三十一年四月一日から令和元年九月三十日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号イ	二万九千五百円	一万五千元
	三万四千五百円	一万七千五百円
	三万九千五百円	二万円

	四万五千円	一万二千五百円
	五万円	一万五千五百円
	五万八千円	一万九千円
	六万六千五百円	三万三千五百円
	七万六千五百円	三万八千五百円
	八万八千円	四万四千円
	十一万円	五万五千五百円
第二号	二万三千六百円	一万二千円
	二万七千六百円	一万四千元
	三万六千六百円	一万六千円
	三万六千円	一万八千円
	四万八千円	二万五千円
	四万六千四百円	二万三千五百円
	五万三千二百円	二万七千円
	六万二千二百円	三万円
	七万四千元	三万五千五百円
	八万八千八百円	四万四千五百円

(自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第十五条 知事は、納付すべき自動車税の種別割の額について不足額があることを第六十五条の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等（申請に基づき国土交通大臣が行つた自動車についての認定又は評価であつて、当該認定又は評価の事実に基づき自動車が法附則第十二条の三第二項又は第三項に規定する窒素酸化物の排出量又はエネルギー消費効率についての基準につき同条第二項若しくは第三項又は法附則第十二条の四第四項若しくは第

五項の規定の適用を受ける自動車に該当するかどうかの判断をすることが適当であるものとして法施行規則で定めるものをいう。以下この項において同じ。)の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る自動車の所有者とみなして、自動車税の種別割に関する規定(第六十八条及び第六十九条の規定を除く。)を適用する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における納付すべき自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第十六条 削除

附則第十七条及び第十七条の二第一項中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第十九条第二項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

附則第二十一条中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改める。

附則第二十三条の四の三の見出し中「の敷地」を削り、同条第二項中「によつて」を「により」に、「第十一条の六第二項」を「第十一条の七第五項」に、「同条第二項」を「同条第五項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号。以下「震災特例法」という。)第十一条の六第一項」を「震災特例法第十一条の七第四項」に、「によつて」を「により」に改め、「同項に規定する土地等をいう。次項において同じ。」及び「(震災特例法第十一条の四第六項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。)」を削り、同項の表中「第十一条の六第一項」を「第十一条の七第四項」に改め、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

その有する家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号。以下「震災特例法」という。)第十一条の七第三項に規定する警戒区域設定指示等をいう。以下この項及び次項において同じ。)が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによりその居住の用に供することができなくなった県民税の所得割の納税義務者が、当該居住の用に供することができなくなった家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等(震災特例法第十一条の七第一項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(震災特例法第十一条の四第六項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句として、附則第二

十条、附則第二十二条又は附則第二十三条の規定を適用する。

附則第二十条	第三十五条第二項	第三十五条第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十一条の七第二項の規定により適用される場合を含む。）
	同法第三十一条第一項	租税特別措置法第三十一条第一項
附則第二十二条	租税特別措置法第三十一条の三第二項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の七第一項の規定により適用される租税特別措置法第三十一条の三第二項
附則第二十三条第一項	第三十五条第二項	第三十五条第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の七第二項の規定により適用される場合を含む。）
	同法第三十二条第二項	租税特別措置法第三十二条第二項

2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによりその居住の用に供することができなくなった県民税の所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第十一条の七第二項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該居住の用に供することができなくなった家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等を当該相続人の居住の用に供していない場合に限る。）における当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等（当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において当該家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該家屋を当該被相続人がその取得をした日として法施行令で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該家屋の敷地の用に供されている土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第二十条、附則第二十二条又は附則第二十三条の規定を適用する。

附則第二十四条第一項から第三項までの規定中「平成二十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則第二十四条の二を削り、附則第二十四条の三を附則第二十四条の二とし、同条の次に次

の一条を加える。

(東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に関する自動車等持出困難区域内にあつた自動車等の代替自動車に対する自動車税の環境性能割の納税義務の免除等)

第二十四条の三 法附則第五十三条の二第三項に規定する対象区域内自動車等(以下この項及び次条第四項において「対象区域内自動車等」という。)の当該自動車等持出困難区域(法附則第五十三条の二第二項第一号に規定する自動車等持出困難区域をいう。次条第四項において同じ。)を指定する旨の公示があつた日における法附則第五十三条の二第三項に規定する所有者その他の法施行令で定める者が対象区域内自動車等以外の自動車(以下この項及び次条第一項において「他の自動車」という。)の取得をした場合において、当該他の自動車の取得をした後に、対象区域内自動車等が法附則第五十三条の二第二項に規定する対象区域内用途廃止等自動車等(以下この項及び次条第四項において「対象区域内用途廃止等自動車等」という。)に該当することとなり、かつ、当該取得した他の自動車を対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと知事が認めるときは、当該他の自動車の取得が同日から令和三年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該他の自動車に対して課する自動車税の環境性能割に係る徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

2 自動車税の環境性能割に係る徴収金を徴収した場合において、当該自動車税の環境性能割について前項の規定の適用があることとなつたときは、同項の法施行令で定める者の申請に基づいて、当該徴収金を還付するものとする。

3 知事は、前項の規定により自動車税の環境性能割に係る徴収金を還付する場合において、還付を受けるべき者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当しなければならぬ。

附則第二十四条の四を次のように改める。

(東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に関する自動車等持出困難区域内にあつた自動車等の代替自動車に対する自動車税の種別割の納税義務の免除等)

第二十四条の四 前条第一項に規定する法施行令で定める者が、同項の規定の適用を受けることとなつた場合には、法附則第五十四条第一項各号に掲げる期間に取得された他の自動車に対する当該各号に定める年度分の自動車税の種別割に係る徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

2 自動車税の種別割に係る徴収金を徴収した場合において、当該自動車税の種別割について前項の規定の適用があることとなつたときは、同項の法施行令で定める者の申請に基づいて、当該徴収金を還付するものとする。

3 知事は、前項の規定により自動車税の種別割に係る徴収金を還付する場合において、還付を受けるべき者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当しなければならぬ。

4 対象区域内自動車等（自動車であるものに限る。以下この項において同じ。）が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつた場合には、当該対象区域内自動車等は、第六十一条第一項の規定の適用については、当該対象区域内自動車等に係る自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日以後同項に規定する自動車でなかつたものとみなす。

附則第二十四条の五中「平成三十五年度」を「令和五年度」に改める。

附則第二十五条中「平成三十二年八月三十一日」を「令和二年八月三十一日」に改める。

附則第二十八条第一項及び第二項中「平成三十四年一月三十一日」を「令和四年一月三十一日」に改める。

附則第三十条中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第二条 愛知県県税条例の一部を次のように改正する。

附則第十三条第五項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第三項第一号及び第四号に掲げる自動車のうち、自家用の乗用車及びキャンピング車に対する第六十二条第一項の規定の適用については、当該自動車令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和五年度分の自動車税の種別割に限り、第三項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第十四条第五項及び第六項を削る。

附則第十五条第一項中「若しくは第三項又は法附則第十二条の四第四項若しくは第五項」を「から第四項まで」に改める。

（愛知県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第三条 愛知県県税条例等の一部を改正する条例（平成二十九年愛知県条例第三号）の一部を次のように改正する。

附則第一項中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改める。

附則第七項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改める。

附則第八項中「前項」を「第七項」に、「平成三十一年度」を「令和元年度」に改め、同項を附則第九項とし、附則第七項の次に次の一項を加える。

8 施行日以後に納税義務が発生した者に課する令和元年度分の自動車税の種別割に係る新条例第六十四条第五項の規定の適用については、同項ただし書中「この項」とあるのは「この項」と、「とき」とあるのは「とき、又は変更前の所有者が地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）第二条の規定による改正前の法第四百四十六条その他の法令の規定に基づき当該自動車に対して愛知県県税条例等の一部を改正する条例（平成二十

九年愛知県条例第三号) 第二条の規定による改正前の愛知県県税条例に規定する自動車税を課されないとき」とする。

(愛知県県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第四条 愛知県県税条例の一部を改正する条例(平成三十年愛知県条例第八号)の一部を次のように改正する。

愛知県県税条例附則第二十八条第一項第一号ハの表の改正規定中「同項第一号ハの表」を「同項第一号ハ中「によつて」を「により」に改め、同号ハの表」に、「百分の二・〇一四」を「百分の〇・五一四」に、「百分の二・八六五」を「百分の〇・八六五」に、「百分の三・八一六」を「百分の一・二二六」に改め、同項第二号の表の改正規定中「同項第二号の表」を「同項第二号中「によつて」を「により」に改め、同号の表」に、「百分の五・一五」を「百分の三・六五」に、「百分の六・七九八」を「百分の五・〇九八」に改め、同項第三号の表の改正規定中「同項第三号の表」を「同項第三号中「によつて」を「により」に改め、同号の表」に、「百分の五・一五」を「百分の三・六五」に、「百分の七・五二九」を「百分の五・五二九」に、「百分の九・八八八」を「百分の七・二八八」に改め、同条第二項の改正規定中「百分の一・三三九」を「百分の一・〇三九」に改め、同条第三項第一号ハの改正規定中「百分の三・八一六」を「百分の一・二二六」に改め、同項第二号の改正規定中「百分の六・七九八」を「百分の五・〇九八」に改め、同項第三号の改正規定中「百分の九・八八八」を「百分の七・二八八」に改め、同条第四項の改正規定中「百分の六・七九八」を「百分の五・〇九八」に、「百分の八・一三七」を「百分の五・九三七」に改める。

愛知県県税条例附則第二十九条第一項の表の改正規定中「百分の五・一五」を「百分の三・六五」に、「百分の五」を「百分の三・五」に、「百分の六・七九八」を「百分の五・〇九八」に、「百分の六・六」を「百分の四・九」に、「百分の七・五二九」を「百分の五・五二九」に、「百分の七・三」を「百分の五・三」に、「百分の九・八八八」を「百分の七・二八八」に、「百分の九・六」を「百分の七」に、「百分の一・三三九」を「百分の一・〇三九」に、

「百分の一・三」を「百分の一」に改める。

附則第一項及び第二項中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改める。

(愛知県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第五条 愛知県県税条例等の一部を改正する条例(平成三十年愛知県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第一条のうち、愛知県県税条例第四十二条の十六に一項を加える改正規定中「次の一項」を「次の三項」に改め、「申告書(以下この項)の下に「及び次項」を加え、「を、法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織」を「(以下この項において「添付書類記載事項」という。)を、地方税関係手続用電子情報処理組織(法第七百六十二条第一号に規

定する地方税関係手続用電子情報処理組織をいう。次項において同じ。）」に改め、「その他法施行規則で定める方法」を削り、「ならない」を「ならない。ただし、当該申告のうち添付書類に係る部分については、添付書類記載事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の法施行規則で定める記録用の媒体を知事に提出する方法により、行うことができる」に改め、同改正規定に次のように加える。

15 前項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて知事の承認を受けたときは、知事が指定する期間内に行う同項の申告については、同項の規定は、適用しない。法人税法第七十五条の四第二項（同法第八十一条の二十四の三第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により同法第七十五条の四第二項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した前項の内国法人が、同条第一項若しくは同法第八十一条の二十四の三第一項の承認を受け、又は同法第七十五条の四第三項（同法第八十一条の二十四の三第二項において準用する場合を含む。）の却下の処分を受けていない旨を記載した法施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、知事に提出した場合における当該税務署長が同法第七十五条の四第一項の規定により指定する期間（同条第五項の規定により当該期間として当該指定があつたものとみなされた期間を含む。）又は同法第八十一条の二十四の三第一項の規定により指定する期間（同条第二項において準用する同法第七十五条の四第五項の規定により当該期間として当該指定があつたものとみなされた期間を含む。）内に行う前項の申告についても、同様とする。

16 法第五十三条第六十一項の規定による告示があつたときは、前項の規定にかかわらず、総務大臣が同条第六十項の規定により指定する期間内に行う第十四項の申告については、同項の規定は、適用しない。

第一条のうち、愛知県県税条例第四十二条の二十三の二第三項の表の改正規定中「第四十二条の二十九の三第二項」を「第四十二条の二十九の四第一項」に改め、同条例第四十二条の二十九の二を同条例第四十二条の二十九の三とする改正規定中「第四十二条の二十九の三」を「第四十二条の二十九の四」に改め、同条例第四十二条の二十九の次に一条を加える改正規定中「一条」を「二条」に改め、「修正申告書（以下この項）」の下に「及び次条第一項」を加え、「を、法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織」を「（以下この項において「添付書類記載事項」という。）を、地方税関係手続用電子情報処理組織（法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織をいう。次条第一項において同じ。）」に改め、「その他法施行規則で定める方法」を削り、「ならない」を「ならない。ただし、当該

申告のうち添付書類に係る部分については、添付書類記載事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の法施行規則で定める記録用の媒体を知事に提出する方法により、行うことができる」に改め、同改正規定に次のように加える。

(地方税関係手続用電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例)

第四十二条の二十九の三 前条の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同条の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同条の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて知事の承認を受けたときは、知事が指定する期間内に行う同条の申告については、同条の規定は、適用しない。法人税法第七十五条の四第二項（同法第八十一条の二十四の三第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により同法第七十五条の四第二項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した前条の内国法人が、同法第七十五条の四第一項若しくは第八十一条の二十四の三第一項の承認を受け、又は同法第七十五条の四第三項（同法第八十一条の二十四の三第二項において準用する場合を含む。）の却下の処分を受けていない旨を記載した法施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、知事に提出した場合における当該税務署長が同法第七十五条の四第一項の規定により指定する期間（同条第五項の規定により当該期間として当該指定があつたものとみなされた期間を含む。）又は同法第八十一条の二十四の三第一項の規定により指定する期間（同条第二項において準用する同法第七十五条の四第五項の規定により当該期間として当該指定があつたものとみなされた期間を含む。）内に行う前条の申告についても、同様とする。

2 法第七十二条の三十二の二第十二項の規定による告示があつたときは、前項の規定にかかわらず、総務大臣が同条第十一項の規定により指定する期間内に行う前条の申告については、同条の規定は、適用しない。

第一条のうち、愛知県県税条例附則第四条第三項の改正規定中「第四十二条の二十九の三第十項」を「第四十二条の二十九の四第十項」に改める。

附則第一項第三号中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改め、同項第三号中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に改め、同項第四号中「平成三十三年十月一日」を「令和三年十月一日」に改める。

附則第二項中「第四十二条の十六第十四項」の下に「から第十六項まで」を加える。

附則第四項中「及び第四十二条の二十九の二」を「、第四十二条の二十九の二及び第四十二条の二十九の三」に改める。

附則第十二項中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に改める。

附則第十三項中「平成三十二年十一月二日」を「令和二年十一月二日」に改める。

附則第十四項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則第十五項中「三十二年新条例」を「二年新条例」に改め、同項の表第四十三條の二十九の二の項中「平成三十二年十一月二日」を「令和二年十一月二日」に改め、同表第四十三條の三十四第一項の項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則第十八項中「平成三十三年十月一日」を「令和三年十月一日」に改める。

附則第十九項中「平成三十三年十一月一日」を「令和三年十一月一日」に改める。

附則第二十項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附則第二十一項中「三十三年新条例」を「三年新条例」に改め、同項の表第四十三條の二十九の二の項中「平成三十三年十一月一日」を「令和三年十一月一日」に改め、同表第四十三條の三十四第一項の項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条から第五条までの規定 公布の日

二 第一条中愛知県県税条例附則第二十三條の四の三の改正規定及び次項の規定 令和二年一月一日

三 第一条中愛知県県税条例第四十二條の十七の二第一項、第四十二條の十七の三第一項、第四十二條の三十の二第一項及び第四十二條の三十の三第一項の改正規定 令和二年四月一日

四 第二条及び附則第八項の規定 令和三年四月一日

五 第一条中愛知県県税条例第四十二條の三十七第一項の改正規定 令和四年一月一日

六 第一条中愛知県県税条例第四条第八項の改正規定 令和六年一月一日

(県民税に関する経過措置)

2 第一条の規定による改正後の愛知県県税条例（以下「新条例」という。）附則第二十三條の四の三の規定は、令和二年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和元年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

3 新条例第四十二條の二十四及び附則第六條の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

4 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。

5 新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、施行日以後に納税義務が発生した者に課

する自動車税の種別割及び令和二年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用する。

- 6 平成二十四年四月一日から地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第一条第五号の四に掲げる規定の施行の日の前日までの間に総務大臣が同法第二条の規定による改正前の地方税法（昭和三十五年法律第二百二十六号）（以下「二十八年旧法」という。）附則第五十二条第二項第一号の規定により指定して公示した同号に規定する自動車持出困難区域（以下「旧自動車持出困難区域」という。）のうち、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号）の施行の日以後最初に二十八年旧法附則第五十二条第二項第一号の規定により指定して公示した区域（以下「初回指定旧自動車持出困難区域」という。）については、平成二十三年三月十一日を地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号）附則第一条第二号に掲げる規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）附則第五十三条の二第二項第一号の規定による同号に規定する自動車等持出困難区域（以下「自動車等持出困難区域」という。）を指定する旨の公示があつた日とみなして、新条例附則第二十四条の三第一項並びに第二十四条の四第一項及び第四項の規定を適用する。
- 7 旧自動車持出困難区域のうち、初回指定旧自動車持出困難区域以外の区域については、当該区域に係る二十八年旧法附則第五十二条第二項第一号の規定による旧自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日を新法附則第五十三条の二第二項第一号の規定による自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日とみなして、新条例附則第二十四条の三第一項並びに第二十四条の四第一項及び第四項の規定を適用する。
- 8 第二条の規定による改正後の愛知県県税条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和二年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和二年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

水道法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年七月五日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第三十九号

水道法施行条例の一部を改正する条例

水道法施行条例（平成二十四年愛知県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第四条第一項」を「第五条第一項」に改める。

第四条中「第六条」を「第七条」に改める。

附 則

この条例は、令和元年十月一日から施行する。

愛知県事務処理特例条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年七月五日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第四十号

愛知県事務処理特例条例の一部を改正する条例

愛知県事務処理特例条例（平成十一年愛知県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。
別表第九の三十三の項（一）中「第二十条の二第十三項及び第三十八条の四第二十二項」を「第二十条の二第十四項及び第三十八条の四第二十三項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

愛知県スポーツ施設及び社会教育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年七月五日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第四十一号

愛知県スポーツ施設及び社会教育施設条例の一部を改正する条例

愛知県スポーツ施設及び社会教育施設条例（昭和四十六年愛知県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「青少年」を「県民」に改める。

第三条を次のように改める。

（職員）

第三条 あいち朝日遺跡ミュージアムに、館長その他の職員を置く。

第四条第一項中「施設」の下に「（あいち朝日遺跡ミュージアムを除く。以下この項において同じ。）」を、「教育委員会。」の下に「第六条第一項及び第九条を除き、」を加える。

第五条の次に次の一条を加える。

（観覧料）

第五条の二 あいち朝日遺跡ミュージアムの展示室において展示物を観覧しようとする者は、別表第三に定める額の観覧料を納付しなければならない。ただし、次に掲げる者は、この限りでない。

- 一 小学校就学前の者
- 二 常設展示を観覧しようとする中学生及び小学生
- 三 学校行事として常設展示を観覧しようとする高校生
- 四 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所の行事として常設展示を観覧しようとする小学校就学前の者の引率者

- 五 学校行事として常設展示を観覧しようとする高校生、中学生又は小学生の引率者
- 六 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で常設展示を観覧しようとするもの
- 七 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で常設展示を観覧しようとするもの
- 八 厚生労働大臣が定めるところにより療育手帳の交付を受けている知的障害者で常設展示を観覧しようとするもの
- 九 次に掲げる者に付き添って常設展示を観覧しようとする者。ただし、次に掲げる者一人につき二人以上の者が付き添うときは、そのうち一人に限る。
 - イ 第六号に掲げる者のうち身体障害者手帳に第一種身体障害者と記載されているもの
 - ロ 第七号に掲げる者のうち精神障害者保健福祉手帳に障害等級が一級と記載されているもの
 - ハ 前号に掲げる者のうち療育手帳に第一種知的障害者と記載されているもの

2 知事は、特別の理由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、観覧料を展示物の観覧後の知事が指定する日までに納付させることができる。

3 納付された観覧料は、特別の理由がある場合を除き、還付しない。

4 知事は、特別の理由があると認めるときは、観覧料の全部又は一部を免除することができる。

第六条第一項中「の利用」の下に「及び前条第一項の展示物の観覧」を加え、同条第二項中「第四条第一項の許可を受けた者は、前条第一項各号に掲げる場合を除き」を「次に掲げる者は」に、「同項」を「第五条第一項又は前条第一項」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 第四条第一項の許可を受けた者（第五条第一項各号に掲げる場合におけるものを除く。）
- 二 前条第一項の展示物の観覧をする者（同項各号に掲げる者を除く。）

第六条第三項中「定める使用料」の下に「の額に相当する額又は別表第三に定める観覧料」を、「当該使用料」の下に「の額に相当する額又は当該観覧料」を加え、同項ただし書中「前条第二項各号」を「第五条第二項各号」に改め、同条第六項中「前条第四項」を「第五条第四項」に、「規定は、」を「規定は第四条第一項の施設の利用に係る利用料金について、前条第三項及び第四項の規定は同条第一項の展示物の観覧に係る」に、「同項」を「第五条第五項及び前条第四項」に改める。

第七条中「及び愛知県旭高原少年自然の家」を「愛知県旭高原少年自然の家及びあいち朝日遺跡ミュージアム」に改め、「知事等」の下に「又は館長」を加える。

第九条中「知事等は」を「知事（愛知県野外教育センター、愛知県青年の家、愛知県美浜少年自然の家、愛知県旭高原少年自然の家及びあいち朝日遺跡ミュージアムにあつては、教育委員会。以下この条において「知事等」という。）は」に改める。

第十一条第二項中「使用料」の下に「又は第五条の二の規定による観覧料」を加える。

別表第一に次の一項を加える。

あいち朝日遺跡 ミュージアム	清 須 市	考古資料の収集、保管、展示及び調査研究を行うこと。
-------------------	-------	---------------------------

別表第二の次に次の一表を加える。

別表第三（第五条の二、第六条関係）

区 分		単 位	観 覧 料 の 額 (単位円)
常設展示	個人	大学生又は高校生	二〇〇
		その他の者	三〇〇
	団体（二十人以上）	大学生又は高校生	一六〇
		その他の者	二四〇
企画展示		一人一回につき	一、〇〇〇円以 内でその都度知 事が定める額

附 則

- この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。
- あいち朝日遺跡ミュージアムの管理に関する業務を行わせる法人その他の団体の指定は、この条例の施行の日前においても、改正後の愛知県スポーツ施設及び社会教育施設条例（以下「新条例」という。）第九条の規定の例により行うことができる。
- 前項の規定により指定された団体による新条例第五条の二第一項の展示物の観覧に係る料金の額の承認の申請その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても、新条例第六条第三項から第五項までの規定の例により行うことができる。